

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

令和 7 年 3 月 1 日

2024 年診療報酬改定に伴い、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、ご利用者の診療情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する事業所基準は以下の通りです。

- (ア) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を実施している
- (イ) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制が整備されている
- (ウ) 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている